

議案第15号

木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）」が令和6年4月1日から施行され、改正による条ずれが発生することに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成19年木津川市条例第192号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する<u>地方自治法第243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する<u>地方自治法第243条の2の2</u>第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。